

# 第10回キッズデザイン賞

## 「東京都 審査料補助制度」 正式決定！

東京都が、子どもの安全安心に貢献するものづくりを推進するため、第10回キッズデザイン賞「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」に応募の都内中小企業及び個人事業主の審査料を全額補助いただけることが正式に決定しました。詳細は下記をご覧ください。

☆東京都からのプレスリリースはこちらをご覧ください。

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

### 第10回キッズデザイン賞「東京都 審査料補助制度」

#### <目的>

キッズデザイン賞「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」に応募の都内中小企業の審査料を全額補助することで、子どもの安全に配慮した商品の開発・普及を促進する。

#### <補助対象>

- ①中小企業基本法第二条に該当する中小企業、個人事業者であること。※詳しくは裏面をご参照ください。
  - ②東京都内に主たる事業所を有すること。
  - ③応募部門が「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」であること。
- ①～③すべてに該当する応募者が補助対象となります。

#### <補助内容>

補助対象となる都内中小企業の審査料5,4000円(税込み)を全額補助。※審査結果に関わらず補助。

#### <申込み方法>

キッズデザイン賞Webサイトの応募フォーム<東京都による審査料補助の申込み受付欄>で申込み受付。

#### <提出書類>

会社の登記簿謄本※応募から3カ月以内に取得されたもの  
(個人事業主の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し)

#### <スケジュール>

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 3月3日(木)～4月22日(金)  | 申込み受付期間                   |
| 4月25日(月)～5月24日(火) | 第一次審査で、対象条件に該当しているかを確認    |
| 5月25日(水)          | 第一次審査結果の通知日に、確認結果と手続きをご案内 |
| 6月3日(金)           | 提出書類の送付締切                 |
| 6月中旬              | 審査料補助制度の申込み受付の承諾書を送付      |

—本件に関するお問い合わせ—

キッズデザイン協議会 TEL: 03-5405-2141 E-Mail: info@kidsdesign.jp

## 【ご参照】 中小企業基本法第二条

下記の資本規模、従業員規模にあてはまる会社を中小企業とする。

### ・製造業・その他業種：

資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

### ・卸売業：

資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

### ・小売業：

資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

### ・サービス業：

資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

ただし上記に当てはまる場合でも、大企業である親会社から出資を受けている場合は中小企業に該当しません。

※詳しくは、中小企業庁のHP【 [www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm#q1](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1) 】をご覧ください。

## \*\*審査料補助 FAQ\*\*

Q. 補助対象の条件にある「東京都内に主たる事業所を有すること」の主たる事業所とは、本社を指すのでしょうか。

A. 会社の登記で、本店として登録している住所の事業所を、主たる事業所とします。

Q. 都内に事業所がある社団法人、NPOは、審査料補助制度の対象になるのでしょうか。

A. 中小企業基本法第二条に該当する中小企業、個人事業主が補助対象となるため、社団法人、NPOは対象とはなりません。

Q. 審査で落選してしまった場合も、審査料は全額補助されるのでしょうか。

A. 審査結果に関わらず、補助対象であれば審査料は全額補助されます。

Q. 「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン部門」に、複数応募した場合、すべてに登記簿謄本の提出が必要でしょうか。

A. 登記簿謄本の原本は1部のみで結構です。2作品目以降はコピーを添付ください。

Q. 連名応募の場合、1社でも補助対象であれば申し込めるのでしょうか。

A. 補助対象が1社あればお申込みいただけます。

ただし、連名の企業に大企業が含まれている場合は補助対象となりません。